

報告第 16 号

臨時代理した事件(図書館協議会委員の任命及び解任)の承認について

名張市立図書館設置条例(昭和44年条例第8号)第5条の規定に基づく図書館協議会委員の任命及び解任については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 元年 5月10日報告

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

図書館協議会委員の任命及び解任について

◎ 任 命

図書館協議会委員（学校教育関係者） 西澤 祐子

任命期間 平成31年4月1日～平成31年9月30日

◎ 解 任

図書館協議会委員（学校教育関係者） 廣岡 貞之

解任日 平成31年3月31日

図書館協議会委員名簿

任期:平成29年10月1日～平成31年9月30日

区分	氏名	備考
学校教育関係者	西澤 祐子 (新任)	校長会代表 (桔梗が丘東小学校)
社会教育関係者	澤田 田鶴子	社会教育委員
家庭教育関係者	稲森 洋子	元市立保育所長
学識経験者	岡野 裕行	皇學館大学文学部准教授
〃	木村 ユミ子	元名張市立図書館長
〃	中畑 智恵美	元家庭文庫代表
〃	中川 清裕	三重県立図書館主査
〃	渡邊 恵子	名張青峰高等学校学校司書

○名張市立図書館設置条例

昭和44年4月1日条例第8号

(設置)

第1条 本市に図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定により図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 前条の図書館の名称及び位置を次のように定める。

名称 名張市立図書館

位置 名張市桜ヶ丘3088番地156

(職員)

第3条 図書館に次の職員を置く。

館長 1名

司書 若干名

司書補 若干名

その他必要な職員 若干名

(協議会)

第4条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に必要な規定は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。